

福祉文教常任委員会協議会

説明資料

令和8年8月6日

(仮称) 大磯町犯罪被害者等支援条例の制定について

資料

制定の背景	-----	1
制定の目的	-----	1
条例の骨子（案）について	-----	1～2
今後のスケジュール	-----	3
【参考1】支援の対象となる罪種	-----	4
【参考2】支援の流れ	-----	4
【参考3】条例に基づく支援一覧（予定）	-----	5

(仮称) 大磯町犯罪被害者等支援条例の制定について

1 制定の背景

犯罪被害者やその家族又は遺族の多くは、犯罪による直接的な被害に加え、心身の不調や治療費等の経済的な負担などの様々な問題に苦しめられています。また、周囲の配慮に欠ける対応や言動等によって精神的な苦痛などの二次被害を受けることも少なくありません。

こうした犯罪被害者等の支援については、国において、犯罪被害者等基本法により、犯罪被害者等のための施策に関する基本理念や国・地方公共団体等の責務が定められており、基礎自治体である町が、関係機関等と連携しながら、地域の実情に応じた支援を行うことが求められています。

また、神奈川県においても、神奈川県犯罪被害者等支援条例及びこれに基づく施策により、犯罪被害者等への支援が進められており、町としても、県が定めたガイドラインに基づき、県や警察、支援団体、医療機関、学校等との連携の下、切れ目のない支援体制を整備する必要があります。

2 制定の目的

犯罪被害者等基本法の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援等についての基本理念、責務、支援の基本となる事項を定め、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図り、もって安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、「(仮称) 大磯町犯罪被害者等支援条例」を制定するものです。

※関連法令等

- ・【国】犯罪被害者等基本法
- ・【国】第5次犯罪被害者等基本計画
- ・【県】神奈川県犯罪被害者等支援条例
- ・【県】市町村における犯罪被害者等支援条例に向けたガイドライン

3 条例の骨子（案）について

(1) 基本理念

ア 犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、十分に配慮して行われるものとします。

イ 犯罪被害者等が地域社会で安全に安心して暮らすことができるよう、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に途切れることなく行われるものとします。

ウ 犯罪被害者等の名誉又は平穏な生活を害することのないよう、二次被害及び再被害の防止に十分に配慮して行われるものとします。

エ 町、学校、関係機関等、町民等及び事業者が相互に連携し、並びに協力することにより推進されなければならない。

(2) 町の責務

(1)の基本理念にのっとり、関係機関等（県、警察、サポートステーション）との役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、及び実施するものとする。

(3) 町民等の責務

(1)の基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深め、二次被害を生じさせないように十分に配慮するとともに、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないように努めるものとします。また、町及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めるものとします。

(4) 事業者の責務

(1)の基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深め、二次被害を生じさせないように十分に配慮するよう努めるとともに、町及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めるものとする。また、犯罪被害者等が安心して暮らすために必要な各種の手續に適切に関与することができるよう、その就労及び勤務について十分に配慮するよう努めるものとします。

(5) 犯罪被害者等への支援（参考3 関係）

町は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、次に掲げる施策を行うものとします。

ア 犯罪等の被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する見舞金の支給

イ 犯罪等の被害により日常生活を営むことについて支障がある犯罪被害者等に対する、家事、子育て等に要する費用の助成

ウ 犯罪等の被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対する、緊急避難場所の提供、転居に要する費用の助成

エ 犯罪等の被害により法律上の問題に直面している犯罪被害者等に対する、法律相談の実施

オ 犯罪等により精神的な被害を受けた犯罪被害者等に対する、カウンセリングの実施

カ 犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深めるための必要な支援

キ 犯罪被害者等である児童・生徒に対し、学校と連携して、年齢や発達の程度、児童・生徒の置かれた状況に応じた十分な配慮を行い、安心して教育を受けることができる必要な支援

4 今後のスケジュールについて

年月日	会議等	備考
令和8年7月14日	政策会議	(仮称)大磯町犯罪被害者等支援条例(骨子案)について
令和8年8月6日	福祉文教常任委員会協議会	(仮称)大磯町犯罪被害者等支援条例(骨子案)について
令和8年9～10月	関係機関への情報提供 ・人権擁護委員会等	
令和8年10月6日	政策会議	(仮称)大磯町犯罪被害者等支援条例制定(素案)について
令和8年11～12月	条例素案に対するパブリックコメントの実施	広報11月号及び町ホームページ等で周知
令和9年1月5日	政策会議	パブリックコメントの結果報告及び条例案について
令和9年1月	福祉文教常任委員会協議会	パブリックコメントの結果報告及び条例案について
令和9年2月	令和9年第1回(3月) 大磯町議会定例会	条例案の提案
令和9年4月1日	条例の施行	

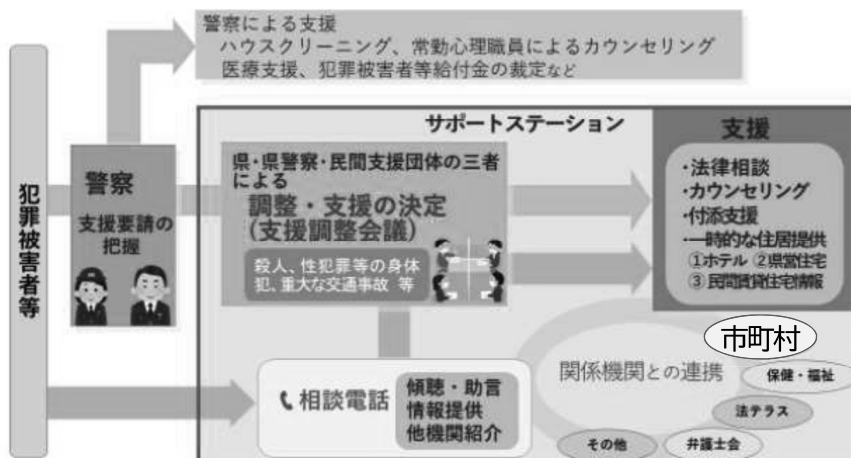
【参考１】支援の対象となる罪種

身体犯	○殺人罪 ○強盗致死傷罪 ○強盗・不同意性交等罪及び強盗・不同意性交等致死罪 ○不同意性交等罪 ○不同意わいせつ罪 ○監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪 ○不同意わいせつ等致死傷罪 ○未成年者略取及び誘拐罪 ○営利目的等略取及び誘拐罪 ○身の代金目的略取及び誘拐罪 ○所在国外移送目的略取及び誘拐罪 ○人身売買罪	刑法第 199 条 第 240 条 第 241 条 第 177 条 第 176 条 第 179 条 第 181 条 第 224 条 第 225 条 第 225 条の 2 第 226 条 第 226 条の 2
	○逮捕及び監禁罪 ○逮捕等致死傷罪 ○傷害致死罪 ○傷害罪のうち、被害者が全治 1 ヶ月以上の傷害を負ったもの	第 220 条 第 221 条 第 205 条 第 204 条
	○上記の罪以外で、致死傷を結果とする結果的加重犯において、致死の結果が生じたもの又は致傷の結果が生じたもののうち被害者が全治 1 ヶ月以上の傷害を負ったもの（交通事故事件に係るものを除く。）	
事件 重大な交通事故	○死亡ひき逃げ事件 ○ひき逃げ事件 ○交通死亡事故等（車両等の交通により人の死亡があった事故及び人が 3 ヶ月以上の傷害を負った事故） ○危険運転致死傷罪に該当する事件	
その他	○上記罪種以外にも、警察本部長又は警察署長等が必要と認める事件 ○県相談窓口、公益社団法人神奈川被害者支援センター、「かならいん」などが支援を必要と認めた場合	

※対象となる罪種は、「神奈川県警察被害者連絡及び被害者支援実施要綱」に定める事件とする。

【参考２】支援の流れ

サポートステーションは県と県警察、民間支援団体が一体となり運営



サポートステーションは、犯罪にあわれた方やその家族からの相談に応じ、必要とする情報や支援を総合的に提供する機関

【参考3】条例に基づく支援一覧（予定）

支援内容		大磯町	神奈川県	備考
日常生活支援	家事等	1 案件60時間まで (1 時間4,000円上限)	—	被害者への補助金制度 （神奈川県市町村犯罪被害者等日常生活支援事業補助金 補助率：1/3 上 限：1人10万円）
	配食	1 案件30回まで (1 日 1 回1,000円上限)	—	
	一時保育	1 案件10回まで (1 人 1 日4,000円上限)	—	
	一時預かり	1 案件10回まで (1 人 1 日6,000円上限)	—	
	その他	—	【直接支援】 警察、裁判所、病院などへの付き添いやそれに付随する生活支援	
法律相談		1 案件 2 回まで	1 案件 2 回まで	被害者の負担なし 事業者に委託 実績に応じて精算払い
カウンセリング		1 事件10回まで (1 回60分目安)	1 事件10回まで (1 回60分目安)	
住居支援	転居支援	1 案件 2 回まで (1 回20万円上限)	民間賃貸住宅の情報提供 (入居契約時の仲介手数料無料)	被害者への補助金制度
	公営住宅	—	原則 3 か月以内	—
	緊急避難	一時避難 (県制度利用者に延泊 2 泊)	一時避難 (県 3 泊まで県警原則 3 泊、延泊可)	—
経済的負担の軽減	遺族見舞金	30万円	70万円	被害者への補助金制度 (一般財源)
	重傷病見舞金	10万円	40万円	
	性犯罪見舞金	10万円（不同意性交等） 5 万円（不同意わいせつ等）	—	
	その他	—	【転居見舞金】 自宅等での犯罪行為による被害により、転居を余儀なくされた者（20万円）	—
その他支援		—	県警察制度 (ハウスクリーニングなど)	—